住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述等の取扱基準

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 242 条第7項及び第8項の規定に基づく請求人の証拠の提出及び陳述についての取扱基準を次のとおり定める。

第1(証拠の提出)

証拠の提出は陳述の終了までに行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

- 2 提出する証拠は、請求の要旨に係る事実を証する書面に限るものとする。
- 3 証拠提出の方法は郵送によることを妨げない。

第2 (請求人の陳述)

監査委員は、請求を受理すると決定したときは、遅滞なく請求人の陳述の聴取を行うものとする。

- 2 陳述は、請求人又はその代理人に行わせるものとする。
- 3 監査委員は、請求人が複数の場合、請求人が選出した代表者に陳述を行わせることができる。
- 4 陳述は、請求の要旨を補足する内容に限るものとする。
- 5 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。
- 6 陳述の時間は、陳述人の人数にかかわらず、概ね30分以内とする。ただし、監査委員が特に必要があると認めるときは、時間を延長することができる。

第3 (関係職員等の立会い)

監査委員は、請求人の陳述を実施する場合において、関係のある市長その他の執行機関若しくは職員(以下「関係職員等」という。)を立ち会わせることができる。

2 立会いをする者(以下「立会人」という。)は、監査委員の指示に従うものとする。

第4 (関係職員等の陳述)

監査委員は、必要に応じて、関係職員等の陳述の聴取を行うものとする。

2 第2第5項及び第6項の規定は、関係職員等の陳述の聴取において準用する。

第5 (請求人の立会い)

監査委員は、関係職員等の陳述を実施する場合において、請求人又はその代理人を立ち 会わせることができる。

2 立会人は、監査委員の指示に従うものとする。

第6 (陳述の公開)

陳述は公開とする。ただし、監査委員の決定により非公開とすることができる。

第7 (傍聴の手続)

陳述の傍聴を希望する者は、あらかじめ監査委員に申し出なければならない。

2 監査委員は、陳述会場の収容人数の関係から傍聴する者(以下「傍聴人」という。) の人数を制限することができる。

第8 (傍聴の禁止)

次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器の類その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物品を携帯している者
- (3) プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適当であると認める 物品を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン類を着用又は携帯している者
- (5) その他陳述の円滑な運営を妨げる恐れのある者

第9 (傍聴人の守るべき事項)

傍聴人は、監査委員の指示に従い、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) 写真、映像等を撮影しないこと。
- (7) 録音等をしないこと。
- (8) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害になるような行為をしないこと。
- (9) 陳述の聴取の際に知り得た個人情報等の取扱については、十分に留意すること。

第10 (傍聴人の退場)

監査委員は、傍聴人が次のいずれかに該当するときは、退場を命ずることができる。

- (1) 監査委員が第6ただし書(監査委員の陳述の非公開決定)により、陳述を非公開としたとき。
- (2) 第9 (傍聴人の守るべき事項) の規定に違反したとき。

第11 (その他)

この取扱基準に定めのない事項については、監査委員の合議により別途決定するものとする。

付 則

この基準は、平成16年2月5日から実施する。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和6年3月25日から施行する。